

# 居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指定事業所名 指定居宅療養管理指導事業所・指定介護予防居宅療養管理指導事業所  
なかお七本松歯科クリニック
2. 指定事業所番号 2630304026
3. 事業所所在地 京都府京都市中京区池ノ内町 16-41 京都友禅館ビル 2F
4. 電話番号 075-801-9822
5. 運営方針
- (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容
- (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
- (2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- (3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- (4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従事者 歯科医師 中尾篤司・服部景太・丸山舞子・松浦佳奈子  
歯科衛生士 倉島麻友・和田知子・平塚真理子・林昌子  
深田育子・山根ゆう・宇野由佳・高橋昌子・神手彩野
8. 営業日及び営業時間
- (1) 月曜日から土曜日 8：30～12：00 13：00～17：00  
※日曜日・祝日及び12月29日～1月3日 を除く
9. 利用料
- (1) 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める、同一建物居住者以外の場合503単位、同一建物居住者の場合452単位とする。
- (2) 歯科衛生士が居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める、同一建物居住者以外の場合352単位、同一建物居住者の場合302単位とする。制度により負担金が補助されることもあります。
10. 苦情処理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口（Tel 075-213-5871）または国保連合会（Tel 075-354-9011）をご紹介する等対応させていただきます。

#### 11. 守 秘 義 務

- (1) 歯科医師には利用者の守秘義務があり、個人情報外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

#### 12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。